

# 終活・相続

## ガイドブック

相続編



## このガイドブックの使い方



この『終活・相続ガイドブック（相続編）』は、ご家族が亡くなられたあとに必要な相続手続きの全体像を整理し、今後の進め方を確認するための手引きです。相続では、役所・金融機関・法務局など多くの手続き先が関係し、なにから始めればよいか迷いやすいものです。この冊子では、いつまでに、どのような順番で、どんな準備が必要かを一覧できるようにしています。ご自身で進める際のチェックリストとして、また専門家に相談する際の資料としてもご活用ください。

現在



終活編

別冊の「終活編」では  
老後資金、認知症、遺言書など  
生前にやっておきたい対策がわかります

相続  
発生

＼この本（相続編）でわかること／

「何をすればいい？」→ やることリスト（4～5p）

「誰が相続人？」→ 相続の優先順位早見表（6p）

「相続税はかかる？」→ 相続税の計算式（7p）

「相続したくない」→ 相続放棄とは（8p）

「相続人を証明」→ 戸籍等の収集（9p）

「遺言書はどこ？」→ 遺言書の有無を確認（10p）

「財産はなに？」→ 相続財産の把握（11p）



相続編

本冊子は、相続手続きを進める際の目安としてご活用いただくための一般的なガイドです。できる限り正確な情報を掲載するよう努めておりますが、個々の状況や法令改正等により実際の必要手続きが異なる場合があります。本冊子の内容に基づく行動の結果について、当社では責任を負いかねます点を予めご理解ください。ご不明点がある場合は、遠慮なく相続の専門家へご相談ください。

# 相続手続きやることリスト

優先度と進行目安↓

ここまで  
14日以内

やること	提出先 or 確認先	期限
<input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失届	勤務先	5日以内
<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格喪失届	市区町村役場	14日以内
<input type="checkbox"/> 介護保険資格喪失届	市区町村役場	14日以内
<input type="checkbox"/> 年金受給停止の連絡	市区町村役場 or 年金事務所	10～14日以内 (目安)
<input type="checkbox"/> 世帯主の変更届出	市区町村役場	14日以内
<input type="checkbox"/> 未支給年金受給の手続き	年金事務所	5年以内
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本取得 【重要】 & 相続人を確認	市区町村役場	すみやかに <a href="#">9p「相続人の証明」を確認 →</a>
<input type="checkbox"/> 遺言書の有無を確認 【重要】	公証役場 or ご自宅	すみやかに <a href="#">10p「遺言書はどこ？」を確認 →</a>
<input type="checkbox"/> 相続財産を把握する 【重要】	被相続人が取引していた 金融機関、証券会社など	戸籍謄本取得後 すみやかに <a href="#">11p「財産はなに？」を確認 →</a>
<input type="checkbox"/> 遺族厚生年金（会社員の方）	年金事務所	すみやかに
<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金（自営業の方）	市区町村役場	すみやかに
<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求申請	市区町村役場	2年以内
<input type="checkbox"/> 高額医療費の払戻申請	市区町村役場 or 協会けんぽ or 健康保険組合	2年以内
<input type="checkbox"/> 生命保険の請求	保険会社	すみやかに

やること	提出先	期限
<input type="checkbox"/> 火災保険の名義変更	保険会社 or 代理店	すみやかに
<input type="checkbox"/> 相続放棄の手続き	家庭裁判所	3ヶ月以内
<input type="checkbox"/> 所得税準確定申告	管轄の税務署	4ヶ月以内
<input type="checkbox"/> 相続税の申告及び納税	管轄の税務署	10ヶ月以内
<input type="checkbox"/> 不動産の名義変更	法務局	3年以内
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認申立	家庭裁判所	すみやかに
<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の解約	電力会社・ガス会社・水道局	すみやかに
<input type="checkbox"/> 携帯電話の解約	契約先	すみやかに
<input type="checkbox"/> 固定電話の名義変更	契約先	すみやかに
<input type="checkbox"/> インターネットの解約	回線業者、 プロバイダ業者など	すみやかに
<input type="checkbox"/> NHKの解約	NHK	すみやかに
<input type="checkbox"/> クレジットカードの解約	契約先	すみやかに
<input type="checkbox"/> 預貯金等の解約	金融機関	遺産分割後 すみやかに
<input type="checkbox"/> 有価証券の名義変更	証券会社	遺産分割後 すみやかに
<input type="checkbox"/> 運転免許証の返納	警察署 or 免許更新センター	すみやかに
<input type="checkbox"/> 自動車の名義変更	陸運局	遺産分割後 すみやかに
<input type="checkbox"/> 軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会	遺産分割後 すみやかに



## 相続税の計算式

$$\text{相続税の対象} = \text{資産} - \underbrace{\left[ 3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times \text{相続人数}) \right]}_{\text{基礎控除金額}}$$

例) 夫が亡くなり、妻と子3人がいる場合…

$$\left[ 3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times 4 \text{人}) \right] = 5400 \text{万円}$$

資産よりも基礎控除金額が、

→ 下回った場合：相続税の申告・課税なし

→ 上回った場合：申告 & キャッシュで納税

(10ヶ月以内に)

※上回った場合でも各種税制優遇により税額が0円となる場合もあります。

実際に計算してみよう

$$3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times \boxed{\text{相続人数}} \text{人})$$

資産

 万円

基礎控除金額

 万円

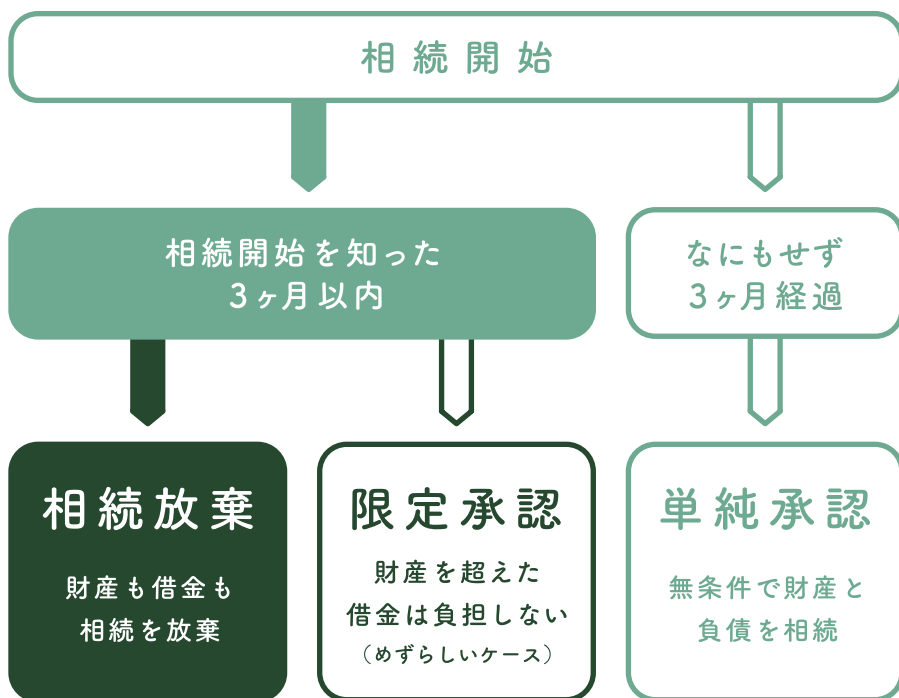
相続税の対象

資産より基礎控除金額が多ければ  
相続税はかかりません

## 相続放棄とは

相続人の中で「私は相続したくない」という人は『相続放棄』という選択ができます。

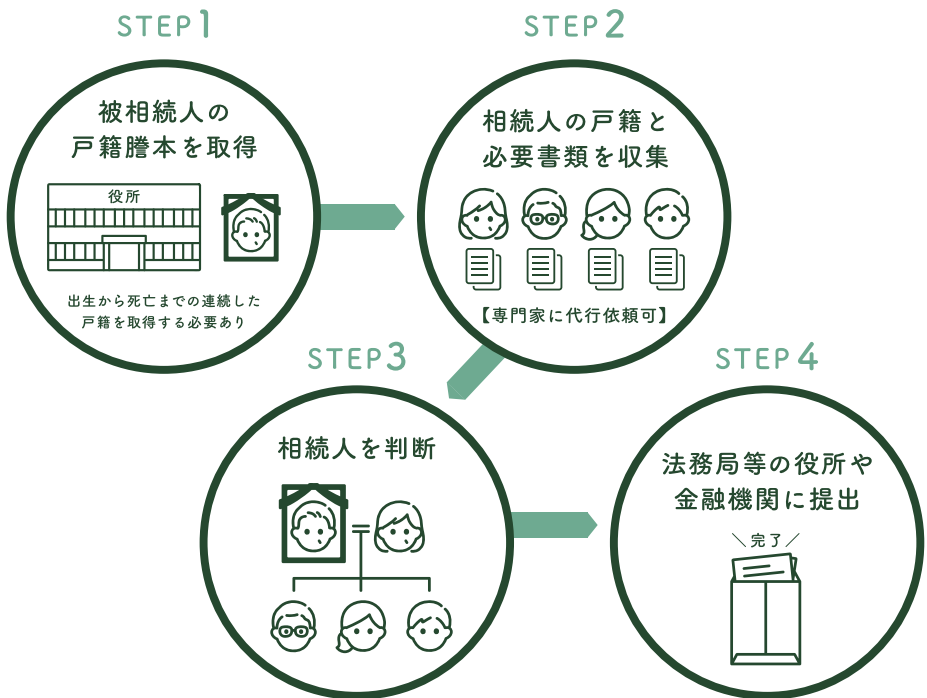
相続開始を知ってから3ヶ月以内にどうするかを決めないといけないので注意が必要です。



相続放棄をするつもりなのに、具体的な相続手続きを行ってしまった場合、**相続放棄が出来なくなる**場合がありますので注意しましょう。

## 戸籍等の収集

被相続人と相続人全員の戸籍・除籍謄本等を市区町村役場から取り寄せ、どなたが法定相続人となるのかを確定します。また必要に応じて、金融機関や役所への提出が簡便な法定相続情報証明を作成します。



法務局に戸籍・相続関係説明図を提出し、法定相続情報証明を作成することで、戸籍に代わる証明が可能になります。また相続関係に対する一覧性を持たせることができ金融機関や役所への説明に役立ちます。

## 遺言書の有無を確認

被相続人が作成した遺言が有るか無いかを調べた上で相続方法を確定させます。

### 公正証書遺言

#### 公証役場で作成された遺言書がある場合

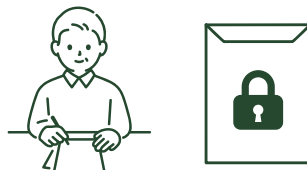


すぐに各相続手続きに入ることができ、必要書類も最低限で済みます。平成以降に作成された公正証書遺言は、全国どこの公証役場で作成したものであっても検索が可能です。

### 自筆証書遺言

### 秘密証書遺言

#### その他の方法で作成された遺言書の場合



家庭裁判所で通常1ヶ月以上かかる検認手続き<sup>※</sup>を経る必要があります。また検認申込み時に戸籍等の書類も必要です。

※相続人に遺言書の存在・内容を知らせ偽造変造がないか確認する手続きのこと。  
ただし、遺言内容の有効性を確認するものではない。

2020年7月10日以降に法務局での遺言書保管制度を利用した場合は検認が不要となります。

## 相続財産の把握

被相続人が遺した財産を調査し、相続税の申告が必要になるのかどうか目途をつけます。

### 不動産

自宅、収益物件、  
休遊地、空き家など



### 預貯金

普通預金、定期預金など



### 有価証券

株、投資信託、国債など



### 保険金

(みなし相続財産) 死亡保険金など



### 死亡退職金

(みなし相続財産)



### 負債

借入金、未払金など



### その他

車、貴金属、商標権、絵画、  
骨董品、ゴルフ会員権など



不動産は市区町村の法務局、預金は各金融機関など  
項目別に各機関ごとの調査が必要になります。



# 相続アドバイザーに無料相談

「なにから始めればいいのかわからない」

予約フォーム

「相続対策をしておきたい」

「遺言書を書きたい」



あなた自身やご家族のお悩みについてご相談ください。  
ゆずりはグループクローバーコンサルティング株式会社の  
相続アドバイザーが、その人、その時、その状況にあった対策や  
考えるべきことなどを的確にアドバイスさせていただきます。

- ・無料相談時間は30分が目安となります。
- ・相談時間（開始時間）は平日9:00～20:00となります。
- ・オンライン相談はZoomが使用できる環境のご準備が必要です。
- ・初回相談料は無償ですがインターネットの通信費用等は相談者様のご負担となります。
- ・相談の担当は弊社相続アドバイザーが対応いたします。  
司法書士・税理士・弁護士等の専門職は原則として対応いたしません。
- ・コンプライアンスを遵守し、司法書士法・税理士法・弁護士法等に抵触するような助言は行いません。
- ・来所相談ご希望の方はフォーム内「ご相談内容」にその旨をご記載ください。  
後日、担当者より日程調整の電話をさせていただきます。  
その際、5つのオフィス（大阪・八尾・西宮・京都・東京）から面談希望場所をご指定ください。

大阪オフィス：〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 2-5-28 久太郎町恒和ビル 4F（本社）

八尾オフィス：〒581-0003 大阪府八尾市本町 2-12-4

西宮オフィス：〒662-0047 兵庫県西宮市寿町 1-24 ローズハイツ夙川 2F

京都オフィス：〒604-0872 京都市中京区東洞院通夷川上る三本木五丁目 501-2

東京オフィス：〒112-0002 東京都文京区小石川 2-3-4 第一川田ビル 7F

クローバーコンサルティング株式会社

TEL：0120-744-743 平日9時～18時

MAIL：info@clover-co.co.jp

WEB：www.clover-co.co.jp



人生は、長い旅だから。